



# 誓約書

《私は、下記事項に関し、同意の上、貴教習所へ入所します》

運転免許証は、運転の適性、運転に関する必要な知識と技術が、一定の水準に達している人のみ交付され、公安委員会により、自動車や原動機付自転車を運転することが許可される証明証です。

教習所は、運転に関する必要な知識と技術を習得し、その水準を公安委員会が確認する場所です。私は、運転に関する必要な知識と技術が、一定の水準に達するまで貴教習所で学び、卒業します。

- ア) 道路交通法及び教習所の諸規定、指導員の指示等を遵守し管理者の指示に従います。
- イ) 交通法規を学び、思いやりがあり、いつでも穏やかな運転技術を習得することを学びます。
- ウ) 教習時限数は、教習の履修状況により異なり、最短時限を超えると追加料金が発生します。

## 《料金の支払いが、教習生以外(保護者等)の場合》

- ア) 教習に関する料金は、追加料金の発生を含め、すべて教習生に直接請求します。
- イ) 教習生の履修状況については、教習所から保護者等に対して直接連絡することはありません。
- ウ) 追加料金が発生した場合、多くの教習生は、その旨を保護者等に伝えることがとても苦手です。

**教習生は、教習の延長等が発生した場合には、必ず、すぐに保護者等に伝えること。**

保護者様等へ  
のお願い

1. 突然の追加料金の請求に驚かないように、教習生の履修状況をよく確認してください。
2. 交通事故は人命に直結し、安全運転の基本の大切さを、教習生に自覚させてください。
3. たとえ、最短時限で履修できなくても、あせらせず、教習生の努力を応援してください。

以上、お願い致します。

小見川自動車教習所 管理者 殿

令和 年 月 日

上記事項に関し、同意の上、貴教習所へ入所します。尚、上記事項に反し、管理者より退所の勧告等を受けた場合、又は、自己都合により卒業できない場合は、料金の返還を含め一切の異議を申しません。

## 《料金支払者ではない教習生は、料金支払者(保護者等)の同意が必要》

- ① 料金支払者ではない教習生が単独署名する場合は、誓約書の写しを保護者等に提出すること。
- ② 誓約書の写しにより、保護者等の同意を教習開始前に得ること(教習所に提出は不要)。
- ③ 未同意教習における不利益は、すべて教習生ご本人の責任になりますので、必ず同意を得ること。

教習生 氏名 (自筆)

保護者等 氏名 (自筆)